

令和3年

1 [公法系科目]

2

3 [第1問] (配点: 100)

4 1. 20××年、各地の大規模なデモにおいて、いくつかの団体の構成員が、覆面や仮面で顔を隠
5 して参加するようになった。これらの団体は、それぞれ異なる政治的主張を掲げ、組織的な活動
6 を行っていた。これらの団体の構成員は、集団行進(集団示威運動を含む。)に際して、顔を隠す
7 だけでなく、団体の主張が書かれた大きな旗を振り回す、抗議の対象となるものが書かれた紙を
8 燃やすなどの行動も行っていた。また、これらの団体は、このような行動の動画や、集団行進へ
9 の参加の呼び掛けを、ウェブサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」
10 という。)を通じて配信していた。

11 上記各団体は、顔を隠すこと自体に特定のメッセージを込めていなかったが、このような集団
12 行進のスタイルが大きな注目を集めた。SNS等では、「デモの報道で顔が映る心配がない。」「就
13 職活動や職場のことを気にせずデモに参加できる。」といった意見が多く見られ、上記各団体の構
14 成員ではないデモ参加者の中にも、顔を隠す者が多数現れるようになった。

15 2. 前記の大規模なデモでは、参加者の大部分は平穩に集団行進を行っていた。しかし、その最中
16 に、顔を隠した参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ごみ箱に放火するなどの
17 暴力的な行為を行うようになった。さらに、いくつかのデモでは、顔を隠した参加者の一部が警
18 備に当たる警察官を負傷させ、それぞれ数十名が逮捕される事態となった。

19 逮捕者には、前記各団体の構成員が相当数含まれていた。しかし、逮捕者の半数ほどはそれら
20 の団体の構成員ではなく、専ら暴力的な行為を目的として、その都度SNSで仲間を募り、デモ
21 に参加していた者であった。さらにそれ以外にも、その場の雰囲気刺激された一般の参加者が、
22 暴力的な行為に加わり逮捕された例もあった。

23 集団行進の許可を求められた公安委員会は、主催者側に適切な対応を求め、また所轄の警察署
24 も警備を強化していた。しかし、大規模なデモの最中に暴力的な行為が散発的に行われることか
25 ら、集団行進の主催者も警察も、そのような行為を行う者を事前に把握し対応することが困難で
26 あった。また、顔を隠している被疑者の特定が難しいため、逮捕者は暴力的な行為を行った者の
27 一部にとどまっていた。

28 3. このような状況に強い懸念を抱いた国会議員Xらは、次のような規制を内容とする法律案を検
29 討している。

30 規制① 顔を隠して集団行進に参加することを禁止する。

31 規制② 集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定比率以上含まれる団体を観
32 察対象として指定し、当該団体がその活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、
33 SNSのアカウント等について、報告を義務付ける。

34

35 4. 【別添資料】は、規制①及び②の内容として検討されている法律案の骨子である。Xらは、法律
36 案の骨子について、法律家甲に相談した。その際の甲とXとのやり取りは、以下のとおりであっ
37 た。

38

39 甲：まず規制①ですが、暴力的な行為をしている者だけでなく、平穩にデモを行っている多くの参
40 加者にまで、一律に規制を及ぼすのは行き過ぎではないですか。

41 X：規制①の目的は、集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することであ
42 り、デモそれ自体を規制するつもりはありません。覆面や仮面で顔を隠している人はそのことで
43 何かを伝えようとしているわけではないのですから、顔を隠さなくても集団行進を通じてメッセ
44 ージを届けることは、十分に可能なはずで。他方、覆面や仮面で顔を隠すことによって、誰が
45 やっているか分からないという感覚が生じて、普段はしないような行動に走る面があることは否
46 定できません。同じようなことは、ウェブサイトやSNSでの表現一般をめぐるても、問題にな

47 っています。

48 甲：顔を隠すことが許される「正当な理由」としては、どのようなものを想定していますか。例え
49 ば、マスクの着用についてはどうですか。

50 X：感染症対策や健康上の理由でマスクをする、信仰上の理由から顔を隠すといったことは、もち
51 ろん「正当な理由」があるものとして扱われます。

52 なお、この種の規制では、文言の明確性も問題になりますが、この点は別途相談する予定で
53 るので、本日は検討いただく必要はありません。

54 甲：分かりました。次に規制②ですが、団体の規制に関する既存の立法と比べると、対象となる団
55 体の危険性はさほど大きくないように思います。どのようにお考えでしょう。

56 X：公共の安全を害する行為を実効的に抑止するためには、そのような行為を助長している団体の
57 活動を把握する必要があります。これが規制②の目的です。規制②を担当するのは、公共の安全
58 の確保のために最近新たに設置されたA1委員会とA2庁です。

59 また、観察処分を受けた団体が、そのことを意識して自覚ある行動をとることも期待していま
60 す。

61 甲：団体の指定の要件に関してですが、そもそも構成員の範囲の画定が可能なのでしょうか。

62 X：団体の指定の要件は、我々の間でも議論になり、これまで逮捕者が出た事案を調査しました。
63 構成員としては、組織としての活動に継続的に参加している者を想定しており、A2庁である程
64 度の把握ができていたとのこと。SNS等をフォローして集団行進に参加しているだけの者
65 は、構成員に含みません。

66 公共の安全を害する行為を助長している団体は、現状では、構成員がおおむね50人から10
67 0人程度の、比較的規模の小さなものです。これらの団体のいずれでも、過去5年以内に、デモ
68 において「法律案の骨子」の第2の2に掲げる行為のいずれかを行い、処罰された構成員が全体
69 の10パーセント以上に上ります。構成員の10パーセント以上という基準であれば、当面は、
70 指定の対象を、実際に問題を起こした団体だけに絞込むことができるとみています。基準につ
71 いては、今後の状況の変化も踏まえ、A1委員会で見直してもらいます。

72 また、規制②で報告が義務付けられるのは、団体がその活動のために利用している媒体の名称
73 等のみです。報告によって得られた情報は、A2庁による団体の活動の把握に用いますが、必要
74 な場合には、A2庁が各都道府県の公安委員会に提供し、公安条例や道路交通法等の運用を通じ、
75 公共の安全を害する行為の抑止に役立ててもらうこともあります。

76 甲：確認ですが、報告義務の対象となるのは、機関紙のほか、団体が利用しているウェブサイト等、
77 誰でも見ることができるようなものですね。SNSでも、そのサービスの利用者であれば自由に
78 閲覧できる投稿をしているアカウント等も、ここには含まれてきますね。一方で、サービスの利
79 用に当たって用いている氏名、住所、パスワード等の情報は含まれないという理解でよろしいで
80 しょうか。

81 X：そのとおりです。現在問題となっている団体は、団体名を使っているウェブサイトやSNS等
82 に限らず、様々なルートで公共の安全を害する行為を助長する可能性があります。その全てを
83 把握するのは困難です。代表者や幹部に限らず、構成員が、個人名義のアカウントを使って団体
84 の主張を流布する場合も含めて、それらを網羅的に把握し、団体の活動を継続的に観察する必要
85 があります。

86 なお、規制②の指定の要件に該当するかどうかの判断は難しい場合があり、団体や構成員にも
87 いろいろ言い分はあるでしょうから、告知・聴聞の機会の保障など、適正な手続の整備が必要に
88 なります。しかし、手続保障については、別途相談する予定ですので、本日は検討いただく必要
89 はありません。

90 【設問】

91 あなたが検討を依頼された法律家甲であるとして、規制①及び②の憲法適合性について論じな
92 さい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及す
93 ること。規定の文言の明確性、手続の適正については、論じる必要はない。

94 【別添資料】

95 ○ 公共の安全を害する行為の抑止及び公共の安全を害する行為を助長する団体の規制に関する法
96 律案の骨子

97

98 第1 目的

99 この法律は、集団行進（集団示威運動を含む。）における公共の安全を害する行為を抑止すると
100 ともに、そのような行為を助長する団体の活動状況を明らかにするために必要な措置を定め、も
101 って公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

102 第2 定義

103 1 この法律において「顔面を覆う行為」とは、手段のいかんを問わず顔面の全体又は一部を覆
104 い、容貌の確認を困難にする行為をいう。

105 2 この法律において「公共の安全を害する行為」とは、次に掲げる行為をいう。

106 刑法第95条第1項〔公務執行妨害〕、第106条〔騒乱〕、第108条〔現住建造物等放
107 火〕、第109条〔非現住建造物等放火〕、第110条〔建造物等以外放火〕、第199条〔殺
108 人〕、第204条〔傷害〕、第205条〔傷害致死〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴
109 行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第260条〔建造物等損壊及び同致死傷〕、
110 第261条〔器物損壊等〕に規定する行為をなすこと。

111 3 この法律において「集団行進において公共の安全を害する行為を行っている」と認められる団
112 体」とは、その構成員と認められる者のうち、第4の1の処分に係る手続が開始された日から
113 遡って5年間に、集団行進において公共の安全を害する行為を行い刑に処せられた者の比率が、
114 A1委員会規則で定める基準（当分の間、100分の10を下回らない比率とする。）を超える
115 団体をいう。

116 第3 顔面を覆う行為の禁止

117 1 何人も、集団行進において、正当な理由なく、顔面を覆う行為をしてはならない。

118 2 第3の1の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

119 第4 観察処分

120 1 A1委員会は、集団行進において公共の安全を害する行為を行っている」と認められる団体に
121 対して、1年を超えない期間を定めて、A2庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」と
122 いう。）を行うことができる。A1委員会は、さらに必要と認めるときは、その期間を更新する
123 ことができる。

124 2 観察処分を受けた団体の代表者は、名義のいかんを問わず、団体の活動として団体の主義、
125 主張等を不特定又は多数の者に対して伝えるために利用している機関紙、ウェブサイト、SNS
126 のアカウント等について、1か月ごとにA2庁長官に対して報告しなければならない。

127 3 A2庁長官は、必要と認めるときは、観察処分を受けた団体の名称、当該団体の活動等の情
128 報を各都道府県公安委員会に提供することができる。

129 4 観察処分を受けた団体の代表者が、正当な理由なく、第4の2の報告義務に違反した場合（虚
130 偽の報告を行った場合を含む。）は、50万円以下の過料に処する。

[解説]

第1. 問題処理のコツ

1. 設問を確認する

憲法では、問題文を読む前に、必ず、設問を確認する必要がある。

設問を読んで、「何について」「どういった条件・形式」で論じるべきかを確認する。

設問では、(1)「検討を依頼された法律家甲…として」「規制①及び②の憲法適合性」について論じること（「何について」）、(2) (1)を論じる際には「規定の文言の明確性、手続の適正については、論じる必要はない」こと（「何について」）、(3) (1)を論じる際には「必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること」（「どういった条件・形式」）の3点について指示がある。

ここから、問われていることは「規制①及び②の憲法適合性」という法令違憲審査について「検討を依頼された法律家甲」として自己の見解を論じることであり、その際、「規定の文言の明確性、手続の適正」については論じる必要がない、ということが分かる。

また、論述の条件としては「必要に応じて、参考とすべき判例…に言及すること」、論述の形式としては「必要に応じて、自己の見解と異なる立場に言及すること」が必要である。これらのうち、後者の論述の形式については、採点実感において、以下のように書かれている。

本設問では、必要に応じて、自己の見解と異なる立場に言及することが求められている。この観点からは、平板で浅い論述に終始する答案も見られたが、見解が対立する点を的確に見定め、自分の立場とはどこが違うのかを明らかにすることにより、自説を説得力のあるものにすべきである。逆に、自己の見解とは異なる立場について一通り詳しく論じた上で、これを自己の立場から批判するという論述スタイルを採る答案も見られたが、本設問への解答に当たっては、自己の立場を論述する中で「必要に応じて」異なる立場に触れつつ、批判的検討を加えることが求められている。(採点実感)

2. 会話文の最終段落あたりから読む

近年の憲法では、会話文の最終段落あたりで、「誰の」「どのような人権」を被侵害権利として取り上げるべきか、その権利侵害の有無について「いかなる観点」から論じるべきかについて、指示・誘導される傾向にある。

もっとも、本問では、会話文の最終段落あたりにおいて、規制①及び②について問題とするべき憲法上の権利や争点について指示・誘導がない。

そこで、問題文の最初から読み始める。

第2. 規制①

規制①は、集団行進（集団示威運動を含む）における公共の安全を害する行為の抑止を目的に、行進参加者が覆面や仮面等で顔を隠し容貌の確認を困難にする行為を禁止するものである。単に、集団行進への参加の態様の制約にとどまらず、匿名での表現の制約という問題を含むことに留意する必要がある。（出題の趣旨）

1. 集団行進における匿名表現の自由（匿名で集団行進を行う自由）

規制①が「顔を隠して集団行進に参加することを禁止する」と定めていることから（問題文 30）、規制①との関係で問題となる権利は「匿名で集団行進を行う自由」である。

そこで、集団行進における匿名表現の自由（匿名で集団行進を行う自由）が「集会の自由」又は「その他一切の表現の自由」として憲法 21 条 1 項により保障されるかが問題となる。

（1）匿名表現の自由

規制①については、匿名で表現を行うことがどこまで憲法第 21 条で保障されるのかを踏まえておく必要がある。匿名表現の自由は、基本書などでは必ずしも正面から論じられていない。しかし、憲法第 21 条第 1 項は、特に限定を付することなく幅広い表現行為を保障しており、本問で問題となる表現行為についても、顕名であるか匿名であるかを問わず、保障されているとみることができよう。表現の匿名性は、発信者情報開示の仕組みなどに関連して、インターネット上の表現をめぐる議論となっている点でもあり、その意義や問題を意識して立論することは十分に可能であろう。表現者が特定されない匿名での表現には、弱い立場の者であっても、社会的圧力にさらされやすい表現行為を萎縮せずに行い得るといったメリットがあり、表現の自由として保護する価値は高いと言える。他方で、顕名であれば行わないような、他者の権利を侵害する行為や違法行為などがなされるおそれもある。以上のような問題の所在が把握できていれば、匿名表現という言葉を使っていなくとも差し支えない。匿名表現を正面から扱った最高裁判所の判例はないが、報道関係者の取材源の秘匿について、情報提供者の匿名性に配慮した判断を行っている決定（最決平成 18 年 10 月 3 日民集 60 卷 8 号 2647 頁）がある。（出題の趣旨）

まず初めに、集団行進における匿名表現の自由を「集会の自由」と「その他一切の表現の自由」のいずれで構成するかにかかわらず、匿名表現の自由が憲法 21 条 1 項によって保障されるかが問題となる。

この論点については、「SNS 等では、「デモの報道で顔が映る心配がない。」「就職活動や職場のことを気にせずデモに参加できる。」といった意見が多く見られ、上記各団体の構成員ではないデモ参加者の中にも、顔を隠す者が多数現れるようになった。」（問題文 11～14）という問題文の記述から、「表現者が特定されない匿名での表現には、弱い立場の者であっても、社会的圧力にさらされやすい表現行為を萎縮せずに行い得るといったメリットがあ

り、表現の自由として保護する価値は高いと言える。」(出題の趣旨) という萎縮効果論による立論が考えられる。

また、報道関係者の取材源が証言拒絶事由を定める民事訴訟法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」に当たるかが問題となった事案において、「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たるといべきである。」と判示した NHK 記者証言拒否事件判決も参考になる。

総まくり 232 頁 [判例 5]、論証集
75 頁 [論点 4]、最決 H18.10.3・百
171

(2) 集団行進の自由

規制①では、集団行進における匿名表現の規制が問題となっている。集団行進の自由は、「動く集会」とみれば「集会の自由」の内容として、あるいは「その他一切の表現の自由」の一つとして、位置付けることができる。集団行進の規制については、公安条例による集団示威運動の規制をめぐる判決(新潟県公安条例事件, 最大判昭和 29 年 1 月 24 日刑集 8 卷 1 1 号 1866 頁)や、市民会館の利用拒否をめぐる「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される」ことが必要だとした判決(泉佐野市民会館事件, 最判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁)などが想起されよう。(出題の趣旨)

総まくり 265 頁・2 (1)、論証集 88
頁・2 (1)

集団行進の憲法上の保障については、動く「集会…の自由」として憲法 21 条 1 項により保障されるとする見解(学説)と、通常一般大衆に訴えんとする何らかの思想・主張・感情等の表現を内包するものであるとの理由から「表現の自由」として憲法 21 条 1 項により保障されるとする見解(判例)がある。

芦部 225 頁

東京都公安条例事件・最大判
S35.7.20・百 1A8

2. 集団行進における匿名表現の自由に対する制約

問題となる人権とその制約の関連を意識して論述すべきである。問題となる人権を集会の自由又は表現の自由と捉えた場合には、規制①が人権制約に該当するか否か…が争点となり得る。(採点実感)

問題となる人権を「集団行進における匿名表現の自由」(匿名で集団行進を行う自由)と捉えた場合には、「顔を隠して集団行進に参加することを禁止する」と定める規制①は、問題なく人権制約に当たる。

これに対し、問題となる人権を「単なる集会の自由又は表現の自由」と捉えた場合には、規制①が集団行進自体を禁止するものではなく、集団行進の際に顔を隠すことを禁止することとどまるから、規制①が人権制約に当たらないのではないかが問題となる。この場合、「SNS 等では、「デモの報道で顔が映る心配がない。」「就職活動や職場のことを気にせずデモに参加できる。」といった意見が多く見られ、上記各団体の構成員ではないデモ参加者の中にも、顔を隠す者が多数現れるようになった。」(問題文 11~14) という問題文の記述を参考にしなが、集団行進に対する萎縮効果を理由として人権制約を認めることになる。

3. 合憲性の判断枠組みの選択

(1) その判断枠組みを選択する十分な理由付けが求められる

合憲性の判断枠組みの選択に当たっては、十分な理由付けが求められる。(採点実感)

(2) 本問で選択し得る判断枠組みの種類

ア. 明らかな差し迫った危険の基準

- ・規制①では、集団行進における匿名表現の規制が問題となっている。集団行進の自由は、「動く集会」とみれば「集会の自由」の内容として、あるいは「その他一切の表現の自由」の一つとして、位置付けることができる。集団行進の規制については、公安条例による集団示威運動の規制をめぐる判決（新潟県公安条例事件，最大判昭和29年11月24日刑集8巻11号1866頁）や，市民会館の利用拒否をめぐる「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される」ことが必要だとした判決（泉佐野市民会館事件，最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）などが想起されよう。（出題の趣旨）
- ・泉佐野市民会館事件判決（最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）を援用する答案が見られたが，公の施設の利用拒否と公道上の集団行進の自由に対する規制という事案の違いを考慮して論述した答案は，高く評価できた。（採点実感）

泉佐野市民会館事件最高裁判決は、集会の用に供する公共施設というパブリック・フォーラムを集会のために利用することが拒否された事案において、地方自治法244条を支えにして、集会のための平等な利用を妨げられない権利という意味での「集会…の自由」が憲法21条1項により保障されることを認めたと解されている。

そして、公共施設の利用拒否が「集会の用に供する公共施設」における集会の自由に対する「公共の福祉」のために「必要かつ合理的な範囲での制限」であるかは、「集会の自由の重要性と、他の基本的人権の…侵害」の「較量」により決すべきであり、後者が前者に優越するためには「客観的な事実に照らして」「人の生命、身体又は財産が侵害され…る…明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される」ことが必要であると解している。

本判決がこのような厳格な基準を採用したのは、意見発表を目的とする「集会の自由」の保障の中核に属するコアな集会のために「集会の用に供する公共施設」を利用することを拒否されたという事案における、集会の内容・場所の重要性および事前規制という規制態様を考慮したからであると思われる。

なお、採点実感にもある通り、泉佐野市民会館事件判決は集会のための公の施設の利用拒否が問題となった事案に関するものであるから、本判決の射程は公道上の集団行進の自由に対する規制が問題となっている本問に当然に及ぶわけではない。この問題意識は、公道上の集団行進の事由に対する規制が問題となった平成25年司法試験でも問われている。

総まとめ 260頁・1、論証集 86頁・

1、最判 H7.3.7・百 I 81

イ. 比例原則

合憲性の判断枠組みとして比例原則を採用する場合には、審査の密度を事案に即して適切に設定する必要があるが、そのことを意識して論述した答案は少なかった。(採点実感)

(3) 違憲審査基準を選択する際に考慮すべき要素

憲法 21 条 1 項適合性に関する違憲審査基準の厳格度は、主として、人権の重要性や制約の態様などを考慮して決せられる。

ア. 人権の重要性

(ア) 集団暴徒化論

東京都公安条例事件判決（最大判昭和 35 年 7 月 20 日刑集 14 卷 9 号 1 2 4 3 頁）を参照する等しながら、集団行進が公道上で行われ、他者の権利・利益と衝突する危険性があるため、権利としての重要性が低いと説明する答案が見られたが、このような指摘は権利制約の必要性との関係で言及するのが適切である。(採点実感)

東京都公安条例事件判決は、道路等での集会・集団行進・集団示威運動を公安委員会の許可に服せしめている東京都公安条例が憲法 21 条 1 項に違反するかが問題となった事案において、「集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとはことなつて、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によつて支持されていることを特徴とする。かような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によつてきわめて容易に動員され得る性質のものである。この場合に平穏静粛な集団であつても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によつて法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在すること、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかである。従つて地方公共団体が、純粋な意味における表現といえる出版等についての事前規制である検閲が憲法 21 条 2 項によつて禁止されているにかかわらず、集団行動による表現の自由に関するかぎり、いわゆる「公安条例」を以て、地方的状況その他諸般の事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、法と秩序を維持するに必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることは、けだし止むを得ない次第である。」と判示して集団暴徒化論を採用している。

集団暴徒化論は、違憲審査基準の定立過程又は違憲審査基準の適用における目的審査や手段必要性の審査において、権利制約の必要性を基礎づけ得るものとして論じるべきである。

(イ) パブリック・フォーラム論

公道上の表現活動に対して強度の人権制約が認められる論拠としてパブリックフォーラム論に言及したり、精神的自由の制約が問題になっている場面であるにもかかわらず立法裁量の存在を前提に論

総まくり 267 頁 [判例 2]、論証集
89 頁 [判例 2]、最大判 S35.7.20・
百 I A8

述したりする等、基本的な理解が不十分と思われる答案も見られた。
(採点実感)

パブリック・フォーラム論とは、一般公衆が自由に出入りできるパブリックフォーラムは表現のための場として役立つという機能を有するから、パブリック・フォーラムにおける「表現の自由」に対する制約の憲法 21 条 1 項適合性の審査では、そこにおける「表現の自由」の保障に可能な限り配慮する必要があるということを考慮する必要があるとの考えである。

パブリック・フォーラムは、①伝統的パブリック・フォーラム（道路・公園・広場のように伝統的に表現行為に使用されている場所）、②指定パブリック・フォーラム（国家が表現活動のために開放・設営する公共施設）、③非パブリック・フォーラム（表現行為のために使用されることが予定されていない場所）に分類され、①・②の場合には原則として厳格な審査基準が用いられると解される。

規制①で問題となっている人権は、「公道での集団行進における匿名表現の自由」（匿名で集団行進を行う自由）であるから、①として、パブリック・フォーラム論が妥当する。

パブリック・フォーラム論は、人権の重要性を基礎づけることで違憲審査基準を厳格にするものであり、公道上の表現活動に対する制約の根拠となるものではない。

イ. 制約の態様

(ア) 制約の強度

(i) 人権の捉え方と制約の強度の関係

問題となる人権とその制約の関連を意識して論述すべきである。問題となる人権を集会の自由又は表現の自由と捉えた場合には、規制①が人権制約に該当するか否か、どのような制約の態様であるのかが争点となり得る。これに対して、問題となる人権を「顔を隠して集団行進に参加する自由」と捉える場合には、規制①はその強度の制約となるにもかかわらず、同時にそれを単なる手段の規制にすぎないとして緩やかな違憲審査基準を採用する答案も見られたが、制約される権利との関係で整合的な論述を展開する必要がある。(採点実感)

(ii) 規制の広汎性

規制①は相当に広汎な規制であり、匿名表現の意義を考えれば、強度の萎縮的効果を持つことは、容易に想像できるはずである。これらの問題文中に記載されている手掛かりについて一切検討することなく、安易に「表現内容中立的な規制であるから中間審査で合憲である」と論述した答案は、高く評価することはできない。逆に、個々の具体的な集団行進の公共の安全に対する危険性の程度にかかわらず、正当な理由なく顔を隠すことを一律に禁じるという規制①の特徴を意識して論述した答案は、高く評価

できた。(採点実感)

(イ) 表現内容規制と表現内容中立規制の区別

総まくり 207 頁・4 (1)、論証集 70

頁・4 (1)

- ・規制①は、集団行進について不許可としたり条件を付したりするものではない。また、顔を隠す行為自体には、特定のメッセージは込められていないとされており、その限りでは、表現内容に着目した規制が問題になるわけではない。集団行進への参加の態様の規制であり、ひとまずは、内容中立的な規制とみることができよう。ただし、匿名での集団行進への参加が禁止されており、上記の匿名表現の意義を考えれば、社会的圧力にさらされやすい表現行為に対して強い萎縮効果を及ぼす規制となっている。それだけに、規制①の憲法適合性の判断に当たっては、匿名表現の意義を踏まえた慎重な検討が必要となる。(採点実感)
- ・規制①は、一見すると表現内容中立規制であるものの、実質的には表現内容規制になっているのではないか、という視点から検討している答えは高く評価できた。(採点実感)

表現内容規制とは、一般的に「表現の内容に着目した規制」と呼ばれているが、その実質は、ある内容の表現をその伝達効果から生じる害悪の除去を目的として規制することにある。

表現内容規制は、国家が自己に不都合な表現を抑圧する危険が大きいため民主的政治過程を歪める危険があるうえ、言論市場を歪める(又は特定の内容の表現が言論市場から締め出されるため表現の自由に対する制約効果が強い)ものでもあるから、原則として厳格審査基準に服する。

規制①は、形式的には表現内容中立規制であるが、公権力が集団行進に匿名で参加することが例外的に許容される「正当な理由」の判断において、自己に不都合な思想・意見の発表を伴う集団行進については匿名での参加を許さないとの恣意的判断をすることで、表現内容に着目して匿名での集団行進を抑圧することが可能となるため、実質的には表現内容規制であると評価することも可能であろう。

令和3年予備試験憲法でも、特別規制区域内の歴史的な環境の維持・向上を目的として同区域内での広告物掲示を原則禁止する規制について、例外的に掲示が許される「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」場合に当たるかどうかは、市長によって当該広告物が伝えようとしているテーマ等を踏まえて総合的に判断されることを踏まえて、実質的には表現内容規制に当たると評価するべきではないかという問題意識が問われている。

(ウ) 表現内容中立規制と間接的・付随的規制との異同

表現内容中立規制と表現行為の間接的・付随的規制との異同を意識せずに論じている答えが一定数あった。(採点実感)

4. 当てはめ

(1) 立法目的

全国の大規模なデモで暴力行為が頻発し、現実に身体や財産が侵害される事態が生じていることからすると、上記の立法目的は重要あるいは極めて重要な公共の利益にかなうと言えよう。(出題の趣旨)

規制①の目的は、「集団行進…における公共の安全を害する行為を抑止する」ことにある(骨子第1、問題文41)。

問題文における「20××年、各地の大規模なデモにおいて、いくつかの団体の構成員が、覆面や仮面で顔を隠して参加するようになった。…前記の大規模なデモでは、参加者の大部分は平穏に集団行進を行っていた。しかし、その最中に、顔を隠した参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ごみ箱に放火するなどの暴力的な行為を行うようになった。さらに、いくつかのデモでは、顔を隠した参加者の一部が警備に当たる警察官を負傷させ、それぞれ数十名が逮捕される事態となった。」(4～18)との記述から、骨子第1における「集団行進…における公共の安全を害する行為」とは、人の身体や財産を現実に侵害するおそれのある行為であるといえ、そのような行為を抑止するという立法目的は、重要あるいは極めて重要な公共の利益にかなうといえる。

(2) 目的達成手段

手段審査における適合性、必要性を意識して論述する答案が一定数見られ、それらの答案の多くは、規制①が目的達成にどのように役立つのかを具体的に論述できていた。(採点実感)

問題文のヒントも使いながら、手段適合性(因果関係+促進効果)と手段必要性(立法目的を達成できるより制限的でない他の選び得る手段の存否)について具体的に論じることが重要である。

問題文のヒントのうち手段適合性・手段必要性では評価することできないものがある場合には、手段相当性(規制によって得られる利益と失われる利益の不均衡、規制に伴う重大な副作用)についても検討するべきである。

ア. 手段適合性

まず、問題文における「20××年、各地の大規模なデモにおいて、いくつかの団体の構成員が、覆面や仮面で顔を隠して参加するようになった。…前記の大規模なデモでは、参加者の大部分は平穏に集団行進を行っていた。しかし、その最中に、顔を隠した参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ごみ箱に放火するなどの暴力的な行為を行うようになった。さらに、いくつかのデモでは、顔を隠した参加者の一部が警備に当たる警察官を負傷させ、それぞれ数十名が逮捕される事態となった。」(4～18)との記述から、規制対象である「公道での匿名による集団行進」が立法目的を阻害するという因果関係について立法事実による裏付けがあるといえる。

次に、「公道での匿名による集団行進」を過料10万円以下の罰則をもって禁止することにより、心理的抑制を通じて「公道での匿名による集団行

進」が抑止されるから、規制①には立法目的を促進する効果があるといえる。

したがって、規制①には手段適合性が認められる。

イ. 手段必要性

手段必要性については、平穩に集団行進に参加している者に対してまで一律に顔を隠す行為を禁止しているという禁止の範囲に着目して論じることになる。

- ・この目的を達成するために採られる措置は、暴力行為が発生する蓋然性などを考慮せず、暴力行為を行っている者や行うおそれが高い者だけでなく、平穩に集団行進に参加している者に対してまで一律に顔を隠す行為を禁止している。かなり広範囲な規制であり、また、その萎縮効果も無視できない。「正当な理由」がある場合には顔を隠すことが許されるが、その運用のいかんでは、過剰な規制ともなり得る。(出題の趣旨)
- ・これに対して、表現内容に着目した規制ではなく集団行進への参加の一様を規制するにすぎない、顔を隠さなくてもメッセージは十分に伝達可能であり、集団行進において匿名での表現行為を保障する必要性は高くない、といった点を強調した議論を行うことも考えられる。いわゆるデモ隊暴徒化論(東京都公安条例事件, 最大判昭和35年7月20日刑集14巻9号1243頁)などを援用し、規制①の必要性を根拠付けることもできる。(出題の趣旨)

「暴力的な行為をしている者だけでなく、平穩にデモを行っている多くの参加者にまで、一律に規制を及ぼすのは行き過ぎではないですか。」というヒント(問題文39~40)を使って、「平穩にデモを行っている多くの参加者」は規制目的にとって有害でないはずだから、「平穩にデモを行っている…参加者」を規制対象から除外して「暴力的な行為をしている者だけ」を規制対象にするというより制限的でない他の選び得る手段によって立法目的を達成することができるとして、手段必要性を欠くのではないかが問題となる。

これについては両論あり得るところであり、「覆面や仮面で顔を隠すことによって、誰がやっているか分からないという感覚が生じて、普段はしないような行動に走る面があることは否定できません。」という問題文の記述(44~46)を踏まえて、「平穩にデモを行っている…参加者」であっても覆面や仮面で顔を隠すことにより心理的抑制が働きにくくなり公共の安全を害する行為に及ぶ危険性に言及し、そのような危険性が立法事実を根拠として認められるのであれば、手段必要性を肯定する余地がある。この立法事実となるのが、「その場の雰囲気刺激された一般の参加者が、暴力的な行為に加わり逮捕された例もあった。」という問題文のヒント(21~22)である。また、東京都公安条例事件判決における集団暴徒化論を援用することも可能である。

なお、厳格審査及び中間審査の基準においては目的・手段の双方につ

いて立法事実を根拠として「必要不可欠な利益である、重要な公共の利益である」「手段の必要最小限度性がある、手段の実質的関連性がある」と心証形成できることが必要とされるため、仮に上記の危険性が立法事実に基づかない観念上の想定にすぎない場合には、上記の危険性がないことを前提として手段必要性を審査することになるから、上記の危険性がない「平穩にデモを行っている…参加者」を規制対象外とするより制限的でない他の選び得る手段によって立法目的を達成することができるとして、手段必要性が否定されることになる。

(3) 合憲限定解釈

裁判所が合憲限定解釈を行えばその法令は合憲とする答案があったが、法律案の検討の場面を想定している本設問に対する解答として、本来は適切でない。少なくとも、裁判所があえて合憲限定解釈をしなければ救うことのできない憲法上の瑕疵が法律案にあることを具体的に論じている必要がある。(採点実感)

総まくり 452 頁 [論点 2]、論証集

146 頁 [論点 2]

5. 明確性の原則に言及することの要否

問題文中で、規制の文言の明確性は論じる必要はない旨が明記されているにもかかわらず、この点を論じている答案があった。(採点実感)

問題文では、「なお、この種の規制では、文言の明確性も問題になりますが、この点は別途相談する予定ですので、本日は検討いただく必要はありません。」

(52~53) とあるから、明確性の原則(これには、漠然性ゆえに無効の法理(狭義にの明確性の原則)のみならず、過度の広汎性ゆえに無効の法理も含まれる)には言及するべきではない。

第3. 規制②

規制②は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するため、そのような行為を助長する団体の活動を把握し、集団行進に際し所要の措置を採ることを可能にするという目的のもと、集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定比率以上含まれる団体を観察対象として指定するとともに、当該団体がその活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等について、報告を義務付けるものである。また、上記の目的に加えて、団体の活動を観察対象とすることで、団体の表現活動を抑止しようという狙いもうかがえる。かかる措置は、結社の自由、団体の表現活動・プライバシーの制約に加えて、その構成員の表現活動・プライバシーをも制約するものとなっている。(出題の趣旨)

1. 問題となる人権の選択

(1) 問題となる人権の選択については、いくつかの構成があり得る

規制②では、団体の指定の要件、報告義務を課すこと、さらには観察処分自体の合憲性が問題となるが、それらは一体をなしているから、適切な判断枠組みを設定する前提として、規制②全体からどのような憲法上の権利の制約が生じているかを、まずは検討することになる。制約される権利としては、結社の自由、表現の自由、プライバシーの権利が考えられる。これら3つの権利の制約を論じる際には、いくつかの構成があり得る。(出題の趣旨)

ア. 団体の結社の自由・プライバシー権

- ・例えば、規制対象となるのは表現活動を行っている団体であるから、表現活動の制約を結社の自由の制約として論じ、それと関連付けて、あるいはそれとは独立に、団体のプライバシーの権利の制約を論じることが可能である。(出題の趣旨)
- ・これらの人権が問題になることを抽象的に指摘する答案が見られたが、具体的に…どのような情報がプライバシーの権利との関係で問題となるのかを検討して論述すべきである。特に、報告義務により団体の構成員が一定程度明らかになることが団体のプライバシーの権利との関係で問題となることを指摘した答案は、非常に少なかった。(採点実感)

規制②との関係で問題となり得るプライバシー権は、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」という意味での伝統的プライバシー権ではなく、「公権力によって個人情報や強制的に収集されない権利」という意味での現代的プライバシー権(自己情報コントロール権)である。性犯罪者の継続監視を定める仮想法令の憲法適合性が問われた平成28年司法試験の出題趣旨・採点実感においても、「公権力によって個人情報を強制的に収集されない権利」という意味での現代的プライバシー権が問題になると指摘されている。上記意味での現代的プライバシー権の憲法上の保障については、同じく国家による個人情報の強制的な収集

総まくり 92 頁 [論点 2]、論証集 36 頁 [論点 3]

総まくり 98 頁 [判例 5] [判例 6]、論証集 39 頁 [判例 4] [判例 5]、最

が問題とされた京都府学連事件、指紋押捺拒否事件等を参考にして論じることになる。

大判 S44.12.24・百 I 16、最判

H7.12.25・百 I 2

イ. 団体の表現の自由・プライバシー権利

- ・あるいは、結社の自由それ自体の制約ではなく、団体の表現の自由・プライバシーの権利の制約を論ずることもあり得る。(出題の趣旨)
- ・団体の表現の自由について論じる場合、規制される「表現」が、直接には報告義務の対象である機関誌、ウェブサイト、SNSアカウント等でなされる団体の主義・主張その他の表現であることは明らかである。にもかかわらず、規制される表現を集団行進(でなされるもの)とする、あるいは規制②を集会の自由の問題として捉える答案が見られた。このような答案は、規制の分析が不十分なものが多く、高く評価することはできない。(採点実感)
- ・これらの人権が問題になることを抽象的に指摘する答案が見られたが、具体的にどのような意味で表現の自由が問題となるのか、どのような情報がプライバシーの権利との関係で問題となるのかを検討して論述すべきである。特に、報告義務により団体の構成員が一定程度明らかになることが団体のプライバシーの権利との関係で問題となることを指摘した答案は、非常に少なかった。(採点実感)

ウ. 団体の結社の自由(結成した団体として活動する自由)

さらに、観察処分を受けること自体が、団体の表現の自由・プライバシーの権利の制約には解消されない団体の活動の制約を含むとみるならば、結社の自由の制約を、他の2つの権利の制約とは別に検討することになる。(出題の趣旨)

「結社の自由」(憲法21条1項)には、結社としての活動の自由も含まれる。

総まくり 269頁以下・3、論証集 90

頁・3

(2) ある一つの規制が同時に複数の人権を制約することは珍しくない

多くの答案が、問題となる団体の人権として、結社の自由、表現の自由、プライバシーの権利のいずれか一つだけを検討していた。現実には、ある一つの規制が同時に複数の人権を制約することは珍しくない。一つの人権の制約を見いだしたとしても、それで満足することなく、当該規制について粘り強く多角的に分析すべきである。(採点実感)

(3) 団体自体の人権の制約と団体構成員の人権の制約を複眼的に検討することが求められる

規制②については、団体自体の人権の制約と団体構成員の人権の制約を複眼的に検討することが求められるが、団体構成員の権利について検討している答案は少なかった。また、問題となる人権について、団体と構成員の区別を意識して論じた答案も少なかった。さらに、問題となる人権の主体が団体と構成員のいずれであるかを明示せず、その点が論述全体からも読み取れない不適切な答案もあった。(採点実感)

(4) 団体の人権共有主体性

司法試験では、団体・法人が人権主体として登場した平成18年、平成19

年、平成 23 年、平成 26 年及び令和 2 年のいずれにおいても、出題趣旨・採点実感及びヒアリングにおいて団体・法人の人権享有主体性について言及すべきとする指摘がない（平成 26 年では、設問で明示的に排除されている）。このことから、団体・法人が人権主体として登場している事案であっても、団体・法人であることを理由とする保障の有無・程度、団体・法人であることを理由とする特別の規制の必要性といった団体・法人であることに固有の問題点がない事案では、団体・法人の人権享有主体性については書かなくてよいということになると考えられる。

本問では、団体であることに固有の問題点はないと思われるため、団体の人権享有主体性に言及する必要はないと考えられる。

2. 問題となる人権に対する制約

(1) 具体的に論述する

観察処分と報告義務がどのような意味で人権を制約しているかについて具体的な論述を欠いている答案が少なくなかった。また、規制②の内容や効果を検討することなく、安易に人権制約がないと断定する答案もあった。（採点実感）

(2) 報告義務の対象となるのは、誰もが閲覧可能な表現に係るものであること

- ・ 報告義務の対象となるのは、誰もが閲覧可能な表現に係るものである。しかし、団体の名義が直接用いられていない場合には、報告によって、団体の構成員が特定されたり、あるいはその可能性が高まったりすることになる。また、観察処分を受け報告義務を課されることが、萎縮効果を生じさせ、団体による表現活動の抑制につながる可能性もある。（出題の趣旨）
- ・ 規制②における人権制約の有無、程度の検討に当たっては、報告義務の対象となるウェブサイト等の媒体が誰でも見られるものであることが非常に重要な点であるが、この点に言及していない答案が一定数あった。逆に、誰でも見られるものとはいえ、観察処分により一定の情報を公権力に対して報告することが義務付けられる結果、表現の自由への萎縮効果やプライバシーの権利の制約が生じ得ることを論述している答案は高く評価できた。（採点実感）

規制②が人権制約に該当するかについては、「観察処分を受けた団体の代表者は、名義のいかんを問わず、団体の活動として団体の主義、主張等を不特定又は多数の者に対して伝えるために利用している機関紙、ウェブサイト、SNS のアカウント等について、1 か月ごとに A2 庁長官に対して報告しなければならない。」と定める骨子第 4 条 2 項に基づき、観察処分により一定の情報を公権力に対して報告することが義務付けられる結果、表現の自由や結社としての活動の自由に対して萎縮効果を通じて制約することにならないか、プライバシー権に対する制約に当たらないかを論じることになる。

その際、「確認ですが、報告義務の対象となるのは、機関紙のほか、団体が利用しているウェブサイト等、誰もが見ることができるようなものです

ね。SNSでも、そのサービスの利用者であれば自由に閲覧できる投稿をしているアカウント等も、ここには含まれてきますね。一方で、サービスの利用に当たって用いている氏名、住所、パスワード等の情報は含まれないという理解でよろしいでしょうか。…そのとおりです。」とのヒント（問題文76～81）を踏まえて、誰でも見ることができる団体に関する情報の報告が義務付けられるだけであれば、表現の自由や結社としての活動の自由に対して萎縮効果は生じないからこれらの自由に制約に該当しないのではないか、プライバシー権に対する制約に当たらないかという点が問題となる。

（3）構成員の表現の自由やプライバシーの権利を制約する側面もある

個人が利用しているウェブサイトやSNSのアカウントも、団体の活動に用いられている場合には報告の対象となるので、構成員の表現の自由やプライバシーの権利を制約する側面もある。（出題の趣旨）

（4）消極的表現の自由の制約

報告義務を課している点について、専ら消極的表現の自由の制約として論じる答案が見られた。しかし、一定の観点から団体を観察の対象とし、その情報発信の媒体について報告を義務付けることが、当該団体の本来の活動を萎縮させ、団体の自律にも影響を与えることからすれば、問題となる人権とその制約を狭く捉えすぎており不適切である。（採点実感）

憲法21条1項の「表現の自由」には、自己の意見と異なる他者の意見を表現することを強制されないという意味での消極的表現の自由も含まれると解される。

もっとも、規制②との関係で問題となる人権を消極的表現の自由と捉えることは不適切である。

総まくり 258～259 頁、論証集 86

頁

3. 合憲性の判断枠組みの選択

（1）その判断枠組みを選択する十分な理由付けが求められる

- ・問題となる権利の重要性、制約の態様などを考慮して、規制②の憲法適合性を判断する適切な判断枠組みを設定する必要がある。（出題の趣旨）
- ・問題となる人権や制約の態様が異なるにもかかわらず、十分な理由付けもせずに「規制①と同じ違憲審査基準を採用する」等とする答案が一定数あった。また、合憲性の判断枠組みとして厳格審査や中間審査を設定しながら、具体的な合憲性の判断が極めて簡潔であり、問題文中に記載されている事実に照らした検討が十分でない答案が多かった。（採点実感）

（2）違憲審査基準を定立する際の考慮する

憲法13条や憲法21条1項の適合性に関する違憲審査基準の厳格度は、主として、人権の重要性や制約の態様などを考慮して決せられる。

結社の自由の制約が問題となる立法としては、破壊活動防止法や、無差別大量殺人行為を行った団体を対象としたいわゆる団体規制法がある。後者は、規制②と同様の観察処分について定めており、下級審ではあるが、同法の合憲性をめぐる裁判例（東京地判平成13年6月13日判時175

5号3頁)が本問でも参考となる。ただし、本問の法律案の骨子との違いには留意する必要がある。本問で規制対象となっている団体の危険性は、団体規制法が対象とする団体と比べると、決して高いとは言えない。規制の仕組みも異なっている。

報告義務の対象となるのは、誰もが閲覧可能な表現に係るものである。しかし、団体の名義が直接用いられていない場合には、報告によって、団体の構成員が特定されたり、あるいはその可能性が高まったりすることになる。また、観察処分を受け報告義務を課されることが、萎縮効果を生じさせ、団体による表現活動の抑制につながる可能性もある。なお、個人が利用しているウェブサイトやSNSのアカウントも、団体の活動に用いられている場合には報告の対象となるので、構成員の表現の自由やプライバシーの権利を制約する側面もある。

ウェブサイト、SNS等には、団体の主張や構成員の思想信条など、個人の内面に关わる情報が含まれ得る。公権力によるこれらの情報の収集は、団体及びその構成員双方のプライバシーの権利の制約となり得る。プライバシーの意義や保護範囲をめぐっては、前科照会事件(最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁)、指紋押捺訴訟(最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁)、住基ネット訴訟(最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁)などの判決を参考として、立論することが期待される。

本問の法律案の骨子は、誰もが閲覧可能な表現に関して報告義務を課するにとどまり、団体規制法にある立入検査や構成員氏名等の報告義務は含んでおらず、規制態様は必ずしも強くないとみることもできる。また、団体規制法と同様に、団体の政治的主張などではなく、専ら公共の安全に対する団体の危険性に着目した規制である。一方で、誰もが閲覧可能なウェブサイトやSNS等が対象とはいえ、観察処分を受け、報告義務を課されることで、上記のように、団体や構成員の表現活動に対し無視できない影響が生じ得る。また、個人の内面に关わる情報が収集され、団体及び構成員の活動が把握され得る。

上記のような問題となる権利の重要性、制約の態様などを考慮して、規制②の憲法適合性を判断する適切な判断枠組みを設定する必要がある。

(出題の趣旨)

4. 当てはめ

(1) 立法目的

- ・規制②の目的は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するため、そのような行為を助長する団体の活動を把握し、集団行進に際し所要の措置を採ることを可能にするというものであり、規制①と同様に、重要あるいは極めて重要な公共の利益にかなうものと言えよう。(出題の趣旨)
- ・目的・手段審査により合憲性を判断する際には、目的達成手段だけでなく、立法目的の適否についても実質的な検討が求められる。しかし、規

制②の立法目的が、団体の活動状況を明らかにすることに加えて団体の活動を萎縮させることを狙ったものであることを指摘し、その問題点を検討した答案は、非常に少なかった。(採点実感)

(2) 目的達成手段

ア. まず、団体の指定の要件が問題となる

・目的達成の手段としては、まず、団体の指定の要件が問題となる。規制②では、過去5年間に公共の安全を害する行為で処罰された者の比率という客観的な指標を基準として、実際に問題を起こしている団体が規制対象となるような仕組みが採られている。規制対象が一定の危険性がある団体のみには絞り込まれているとみることもできる。しかし、ここで問題となる団体は、組織の外延が曖昧であり、構成員の把握は決して容易ではない。規制目的を達成する手段としての実効性には疑問も残る。また、過去5年間の行為を問題としていること、処分期間が最長で1年に及ぶことから、現在は危険性が低い団体が指定対象となる可能性がある。(出題の趣旨)

イ. 継続的かつ網羅的な情報収集の問題性

・報告義務の対象となるのは、誰もが閲覧可能な機関紙、ウェブサイト、SNS等の情報にとどまる。とはいえ、団体の活動に用いられている媒体について幅広く、また1か月ごとの報告が義務付けられており、団体や構成員のプライバシーに係る情報が、継続的かつ網羅的に収集され、把握されているという点には留意する必要がある。継続的・網羅的な情報収集の問題をめぐっては、GPS捜査に関する判決(最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁)が参考となろう。(出題の趣旨)

・GPS捜査に関する判決(最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁)を挙げるなどして、継続的かつ網羅的な情報収集の問題性に言及した答案は非常に少なかった。(採点実感)

ウ. 答案の例

・観察処分による自由制限の程度とそれにより得られる公共の利益の衡量や、観察処分の対象となる団体の要件の合理性について論述した答案、「公共の安全を害する行為を抑止する」という規制目的との関係で、観察処分の対象となる団体の範囲が適切かどうかを論述した答案、報告義務の対象となる情報の範囲等について、規制目的との関係での必要性・合理性を論述した答案は、いずれも高く評価できた。(採点実感)

・合憲性の判断枠組みとして厳格審査又は中間審査を採用した場合に、「より制限的でない措置」の具体例として、問題文の規制手段よりも制約の強いものを挙げている答案が見られた。また、規制②を採用しなければ、規制当局が法律上の根拠なく情報収集を始めるおそれがあることを理由として、規制の合理性を基礎付けようとする不適切な答案もあった。(採点実感)

5. その他

(1) 検閲該当性

本設問において論じる必要はない検閲該当性の論点について、相当の分量を割いて論じる等、基本的な理解が不十分と思われる答案が見られた。
(採点実感)

(2) 違反行為に対する制裁の有無・程度を論じる箇所

違反行為に過料が科されることを理由として緩やかな違憲審査基準を採用できないという答案があったが、合憲性の判断枠組みは問題となる権利とその制約の分析を通じて定立されるべきである。制裁の有無や程度は、手段審査において考慮すべき事情である。(採点実感)

(3) 設問と関係のないことに言及する答案

設問とは関係のない一般論を延々と展開したり、設問との関係を論じることなく思いついた判例を挙げたりしても、高い評価は得られないことに注意すべきである。(採点実感)

[模範答案]

1 規制①

2 規制①には、骨子第3条が匿名での集団行進の自由を侵害するものと
3 して憲法21条1項に反し得るという問題がある。

4 1. まず、「表現の自由」は思想・意見等を発表することを内容とする
5 ころ、集団行進は、通常、それを見ている一般大衆に訴えんとする何
6 らかの思想・意見等の発表を内包するものであるから、「表現の自由」
7 として憲法21条1項により保障される。東京都公安条例事件判決も
8 同じ見解である。

9 次に、顕名による表現行為には、思想・意見を表明していること自
10 体を嫌う他者や組織、表明されている思想・意見と対立する思想・意
11 見を持つ他者や組織から過剰な批判、差別又は不利益な取扱いを受け
12 るおそれがあるため、こうした自体を避けたいとの思いから萎縮効果
13 が生じることがある。そうすると、匿名での表現行為には、表現行為
14 を萎縮せずに行い得るという意義がある。そして、表現規制に関する
15 明確性の原則にもみられるように、表現行為には特に萎縮効果除去の
16 要請が働くことからすれば、匿名での表現行為も「表現の自由」とし
17 て憲法21条1項により保障されると解すべきである。

18 したがって、匿名での集団行進の自由も「表現の自由」として憲法21
19 条1項により保障される。

20 2. 規制①は、過料10万円の罰則をもって「顔を隠して集団行進に参加
21 することを禁止する」と定めることにより、匿名での集団行進の自由
22 を制約している。

23 3. 違憲審査基準の厳格度は、人権の重要性や制約の態様などを考慮し

1 て決せられる。

2 (1) 集団行進は思想・意見の表明を内包するものであり、思想・意見
3 等の表明を通じて自己の思想・人格を形成・発展させるとともに、
4 国民自らが政治的意思決定に関与するための有効な手段でもあるか
5 ら、民主主義社会における重要な基本的人権の1つとして特に尊重
6 されなければならない。また、現代における集団行進の自由は、そ
7 の様子を撮影した動画を SNS で公開することにより、デモ行進の
8 場に居合わせた一般大衆に対してのみならず、SNS 上で公開された
9 動画の視聴者に対してまで自らの思想・意見を伝えることができる
10 ため、昔に比べて思想・意見を伝達できる一般大衆の範囲が広がっ
11 ているという意味で、特に重要な基本的人権であるといえる。さら
12 に、公道は伝統的に表現行為に使用されてきた伝統的パブリック・
13 フォーラムであるから、公道上の集団行進には可能な限り尊重する
14 べきである。

15 (2) 規制①は特定の時・場所・方法に限定することなく、一律に「正
16 当な理由なく」「顔を隠して集団行進に参加すること」を禁止するも
17 のであり、禁止の範囲が相当広汎である。また、規制①は、匿名で
18 の集団行進の自由に対する直接的な制約である。そこで、規制①の
19 憲法 21 条 1 項適合性は厳格審査の基準により審査するべきである。

20 これに対しては、規制①は表現内容中立規制であるから、中間審
21 査の基準によるべきとの見解も想定される。しかし、表現内容規制
22 は表現の内容に着目した表現規制であり、公権力が自己に不都合な
23 表現を抑圧する危険が大きいため民主的政治過程を歪める危険があ

1 るといった理由から、原則として厳格審査基準に服すると解されて
2 いる。そして、集団行進に匿名で参加することが例外的に許容され
3 る要件が「正当な理由」というように抽象的に定められていること
4 から、公権力が「正当な理由」に関する判断において、自己に不都
5 合な思想・意見の発表を伴う集団行進については匿名での参加を許
6 さないとの恣意的判断をすることで、表現内容に着目して匿名での
7 集団行進を抑圧することが可能となるため、規制①は実質的には表
8 現内容規制であるといえる。

9 そこで、規制①の憲法 21 条 1 項適合性は、立法目的が必要不可
10 欠な利益の保護にあり、かつ、目的達成手段が立法目的を達成する
11 手段として必要最小限度のものかどうかで判断するべきである。

12 4. 規制①の目的は、「集団行進…における公共の安全を害する行為を抑
13 止する」ことにある（骨子第 1）。集団行進には、大規模なものになると
14 その分だけ群集心理によって過激な行為に及びやすくなるという性
15 質があり、参加者が顔を隠している場合にはより一層、心理的抑制が
16 働きにくくなることにより過激な行為に及びやすくなる（集団暴徒化
17 論）。実際に、大規模なデモにおいて、顔を隠した参加者の一部が、商
18 店のショーウィンドウを破壊する、ごみ箱に放火する、警備に当たる
19 警察官を負傷させるという暴力的な行為に及んだという立法事実も
20 ある。そうすると、骨子第 1 における「集団行進…における公共の安
21 全を害する行為」とは、人の身体や財産を現実に侵害するおそれのあ
22 る行為であるといえ、そのような行為を抑止するという立法目的は、
23 必要不可欠な利益の保護にあるといえる。

1 前記4の通り、匿名での集団行進に参加者が「公共の安全を害する
2 行為」に及ぶおそれが認められるから、匿名での集団行進を過料10万
3 円以下の罰則をもって禁止することで心理的に抑制する規制①には、
4 立法目的を促進する効果があるとして手段適合性がある。

5 規制①には、平穏に集団行進に参加している者に対してまで一律に
6 顔を隠す行為を禁止している点で、手段必要性を欠くのではないかと
7 いう問題がある。確かに、暴力的な行為を目的として参加したのでは
8 なく当初は平穏にデモを行っていた参加者であっても、覆面や仮面で
9 顔を隠すことによって誰がやっているか分からないという感覚が生
10 じて、心理的抑制が働きにくくなり、公共の安全を害する行為に及ぶ
11 おそれがある。実際、事例2におけるデモ行進において暴力的な行為
12 に及んで逮捕された参加者の中にはその場の雰囲気流された一般
13 の参加者もいたことから、前述のおそれは、観念上の想定にとどまら
14 ず立法事実を根拠として認められるといえる。そうすると、暴力的な
15 行為を目的とする参加者だけを規制対象にするというより制限的で
16 ない他の選び得る手段によっては立法目的を達成することができな
17 いとして、手段必要性が認められそうである。しかし、例外的に顔を
18 隠すことが許される要件について、「正当な理由」という恣意的運用が
19 可能となる抽象的文言によって定めるのではなく、恣意的運用ができ
20 ないように具体的かつ明確に定めるというより制限的でない他の選
21 び得る手段によっても立法目的を達成できるから、手段必要性、ひい
22 ては手段の必要最小限度性を欠く。

23 したがって、規制①は憲法21条1項に反し違憲である。

1 規制②

2 1. 規制②には、団体が団体として活動する自由を侵害するとして憲法

3 21条1項に反し得るとの問題がある。

4 (1)「結社の自由」(憲法21条1項)には、結社としての活動の自由
5 も含まれる。

6 したがって、規制②の対象となっている団体が団体として活動す
7 る自由も「結社の自由」として憲法21条1項により保障される。

8 (2)規制②は、骨子第4条1項所定の団体について、観察処分の対象
9 にするとともに、骨子第4条2項所定の情報を1か月ごとにA2庁
10 長官に報告することを義務づけている。これについては、観察処分
11 は団体としての活動を禁止するものではないことと、報告義務の対
12 象が誰もが閲覧可能な情報であることから、規制②は団体として活
13 動する自由に対する制約に当たらないとの見解も想定される。

14 しかし、観察処分を受けた団体が1年を超えない期間、又は更新
15 があつた場合には1年を超える期間において、1か月ごとにA2庁
16 長官に自己に関する情報を報告することを継続しなければならない
17 こと自体が、当該団体の活動を萎縮させることに繋がるのだから、
18 当該団体が団体として活動する自由に対する制約が認められる。

19 (3)規制②の対象となっている団体は、集団行進による思想・意見の
20 表明を活動目的とする団体であるから、このような団体が団体とし
21 て活動する自由は民主主義社会において特に尊重されるべきである。
22 他方で、規制②は、団体としての活動を禁止するものではない上、
23 報告義務の対象が誰もが閲覧可能な情報であることから報告義務が

1 団体としての活動に及ぼす萎縮効果はさほど強くない。そうすると、
2 規制②は、団体が団体として活動する自由に対する間接的制約にす
3 ぎない。

4 そこで、規制②の憲法 21 条 1 項適合性は、立法目的が重要であ
5 り、かつ、手段が立法目的との間で実質的関連性を有するものであ
6 るか否かで判断するべきである。

7 (4) 規制②の目的は、規制①と同様、「集団行進…における公共の安全
8 を害する行為…を抑止する」ことにある。規制①の 4 で論じたこと
9 からすれば、規制②の目的は重要である。

10 「集団行進において公共の安全を害する行為を行っている」と認め
11 られる団体」は、過去「5 年間、集団行進において公共の安全を害
12 する行為を行い刑に処せられた者の比率が」10%以上であるもので
13 あるから（骨子第 4 条 1 項、第 2 条 3 項）、観察処分の対象となる
14 団体には集団行進の際に公共の安全を害する行為に及ぶおそれが認
15 められる。そして、そのような団体を対象として、当該団体に関す
16 る情報を定期的に報告することを義務づけることで継続的に観察す
17 ることにより、当該団体が将来において集団行進の際に公共の安全
18 を害する行為に及ぶおそれがあると判断された場合に当該団体に対
19 して注意・指導をしたり、当該団体の集団行進の際の警備を強化す
20 ることにより、当該団体による公共の安全を害する行為を抑止する
21 ことができるから、規制②には、立法目的を促進する効果があると
22 して手段適合性が認められる。

23 確かに、団体の指定要件では過去「5 年間、集団行進において公

1 共の安全を害する行為を行い刑に処せられた者…」と定められてい
2 ることから、5年間のうちに団体の危険性が規制対象とするに値し
3 ないくらい低くなっている可能性もある。しかし、5年間のうちに
4 団体の危険性が低下するか否かや低下する程度は、個々の団体によ
5 って異なるから、指定要件における5年間をそれよりも短くした場
6 合には、規制対象とするに値する危険性を有する団体を規制できな
7 くなる危険性がある。そうすると、指定要件における5年間をそれ
8 よりも短くするというより制限的でない他の手段によって立法目的
9 を十分達成することはできない。したがって、手段必要性、ひいて
10 は手段の実質的関連性が認められる。

11 よって、規制②は憲法21条1項に違反しない。

12 2. 規制②には、団体のプライバシー権を侵害するとして憲法13条後
13 段に反し得るという問題がある。

14 (1) 後記(2)の通り、規制②により、観察処分を受けた団体は自己
15 に関する情報を公権力により強制的に収集されることになる。

16 まず、人権の固有性から、個人の人格的生存に不可欠な利益が憲
17 法13条後段の「幸福追求…権」として保障されると解する。次に、
18 国家により個人情報的大量に収集・保有・利用されている現代社会
19 においては、それ以前の収集・保有・利用の各段階で自己に関する
20 情報をコントロールする自己情報コントロール権も、個人の人格的
21 生存に不可欠な利益として同条により保障されると解する。そして、
22 京都府学連事件大法廷判決がその承諾なしにみだりにその容ぼう・
23 姿態を撮影されない自由が憲法13条により保障されることを認め

1 ていることから、公権力によって個人情報を経制的に収集されない
2 権利も自己情報コントロール権の一環として憲法 13 条後段により
3 保障されると解する。

4 したがって、公権力によって骨子第 4 条 2 項所定の情報を強制的
5 に収集されないという意味でのプライバシー権も憲法 13 条後段に
6 より保障される。

7 (2) 規制②は、観察処分の対象団体について、骨子第 4 条 2 項所定の
8 情報を 1 か月ごとに A2 庁長官に報告することを義務づけているか
9 ら、前記 (1) のプライバシー権を制約する。

10 (3) 報告義務の対象情報は誰も閲覧可能な情報であるため、プライバ
11 シーとしての要保護性は高くない。他方で、公権力による個人情報
12 の強制的な収集は、既に保有されている情報の利用・開示に比べて
13 プライバシー権に対する制約としての強度が強い。そこで、規制②
14 の憲法 13 条後段適合性は、立法目的が重要であり、かつ、手段が立
15 法目的との間で実質的関連性を有するものであるか否かで判断する。

16 (4) 規制②の立法目的は重要である。

17 また、危険性のある団体に報告義務を課すことで当該団体の危険
18 行為を抑止できるから、規制②には立法目的を促進する効果がある
19 として手段適合性がある。さらに、報告義務の対象が誰もが閲覧可
20 能な情報に限定されているため、立法目的を十分達成できるより制
21 限的でない他の選び得る手段もないといえ、手段必要性もある。し
22 たがって、手段の実質的関連性もある。

23 よって、規制②は憲法 13 条後段にも違反せず、合憲である。

[中位答案]

1 規制①

2 規制①には、骨子第3条が匿名での集団行進の自由を侵害するものと
3 して憲法21条1項に反し得るという問題がある。

4 1. まず、「表現の自由」は思想・意見等を発表することを内容とする
5 ころ、集団行進は、通常、それを見ている一般大衆に訴えんとする何
6 らかの思想・意見等の発表を内包するものであるから、「表現の自由」
7 として憲法21条1項により保障される。

8 次に、集団行進を匿名で行うことには、集団行進の報道で顔が映る
9 心配がない、就職活動や職場のことを気にせずに参加できるため、集
10 団行進について萎縮効果が生じにくいという利点がある。

11 そこで、匿名での集団行進の自由も「表現の自由」として憲法21条
12 1項により保障されると解する。

13 2. 規制①は、過料10万円の罰則をもって「顔を隠して集団行進に参加
14 することを禁止する」と定めることにより、匿名での集団行進の自由
15 を制約している。

16 3. 違憲審査基準の厳格度は、人権の重要性や制約の態様などを考慮し
17 て決せられる。

18 (1) 集団行進は思想・意見の表明を内包するものであり、思想・意見
19 等の表明を通じて自己の思想・人格を形成・発展させるとともに、
20 国民自らが政治的意思決定に関与するための有効な手段でもあるか
21 ら、民主主義社会における重要な基本的人権の1つとして特に尊重
22 されなければならない。

23 (2) 他方で、規制①は集団行進における表現内容ではなく、顔を隠す

1 という方法に着目した表現内容中立規制にすぎない。また、規制①
2 は、事後規制にすぎない。

3 そこで、規制①の憲法 21 条 1 項適合性は、規制②の憲法 21 条 1
4 項適合性は、立法目的が重要であり、かつ、手段が立法目的との間
5 で実質的関連性を有するものであるか否かで判断する。

6 4. 規制①の目的は、「集団行進…における公共安全を害する行為を抑
7 止する」ことにある（骨子第 1）。大規模なデモにおいて、顔を隠した
8 参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ゴミ箱に放火
9 する、警備に当たる警察官を負傷させるという暴力的な行為に及んだ
10 という立法事実がある。そうすると、骨子第 1 における「集団行進…
11 における公共安全を害する行為」とは、人の身体や財産を現実には侵
12 害するおそれのある行為であるといえ、そのような行為を抑止すると
13 いう立法目的は重要であるといえる。

14 前記 4 の通り、匿名での集団行進に参加者が「公共安全を害する
15 行為」に及ぶおそれが認められるから、匿名での集団行進を過料 10 万
16 円以下の罰則をもって禁止することで心理的に抑制する規制①には、
17 立法目的を促進する効果があるとして手段適合性がある。

18 規制①は、平穏に集団行進に参加している者に対してまで一律に顔
19 を隠す行為を禁止している点で手段必要性を欠くように思える。しか
20 し、暴力的な行為を目的として参加したのではなく当初は平穏にデモ
21 を行っていた参加者であっても、覆面や仮面で顔を隠すことによって
22 誰がやっているか分からないという感覚が生じて、心理的抑制が働き
23 にくくなり、公共安全を害する行為に及ぶおそれがある。実際、事

1 例 2 におけるデモ行進において暴力的な行為に及んで逮捕された参加
2 者の中にはその場の雰囲気流された一般の参加者もいたことから、
3 前述のおそれは、観念上の想定にとどまらず立法事実を根拠として認
4 められるといえる。そうすると、暴力的な行為を目的とする参加者だ
5 けを規制対象にするというより制限的でない他の選び得る手段によ
6 っては立法目的を十分に達成することができないから、手段必要性も
7 認められる。したがって、手段の実質的関連性もある。

8 よって、規制①は憲法 21 条 1 項に反せず合憲である。

9 規制②

10 規制②には、団体が団体として活動する自由を侵害するとして憲法 21
11 条 1 項に反し得るとの問題がある。

12 1. 「結社の自由」(憲法 21 条 1 項)には、結社としての活動の自由 も
13 含まれる。

14 したがって、規制②の対象となっている団体が団体として活動する
15 自由も「結社の自由」として憲法 21 条 1 項により保障される。

16 2. 規制②は、骨子第 4 条 1 項所定の団体について、観察処分の対象に
17 するとともに、骨子第 4 条 2 項所定の情報を 1 か月ごとに A2 庁長官
18 に報告することを義務づけている。これについては、観察処分は団体
19 としての活動を禁止するものではないことと、報告義務の対象が誰も
20 が閲覧可能な情報であることから、規制②は団体として活動する自由
21 に対する制約に当たらないとの見解も想定される。

22 しかし、観察処分を受けた団体が 1 年を超えない期間、又は更新が
23 あった場合には 1 年を超える期間において、1 か月ごとに A2 庁長官

1 1 自己に関する情報を報告することを継続しなければならないこと
2 2 自体が、当該団体の活動を萎縮させることに繋がるのだから、当該団
3 3 体が団体として活動する自由に対する制約が認められる。

4 3. 規制②の対象となっている団体は、集団行進による思想・意見の表
5 5 明を活動目的とする団体であるから、このような団体が団体として活
6 6 動する自由は民主主義社会において特に尊重されるべきである。

7 他方で、規制②は、団体としての活動を禁止するものではない上、
8 8 報告義務の対象が誰もが閲覧可能な情報であることから報告義務が
9 9 団体としての活動に及ぼす萎縮効果はさほど強くないから、団体が団
10 10 体として活動する自由に対する間接的制約にすぎない。

11 11 そこで、規制②の憲法 21 条 1 項適合性も、立法目的が重要であり、
12 12 かつ、手段が立法目的との間で実質的関連性を有するものであるか否
13 13 かで判断すべきである。

14 4. 規制②の目的は、規制①と同様、「集団行進…における公共の安全を
15 15 害する行為…を抑止する」ことにある。規制①の 4 で論じたことから
16 16 すれば、規制②の目的は重要である。

17 「集団行進において公共の安全を害する行為を行っている」と認めら
18 18 れる団体」は、過去「5 年間、集団行進において公共の安全を害する
19 19 行為を行い刑に処せられた者の比率が」10%以上であるものであるか
20 20 ら（骨子第 4 条 1 項、第 2 条 3 項）、観察処分の対象となる団体には
21 21 集団行進の際に公共の安全を害する行為に及ぶおそれが認められる。
22 22 そして、そのような団体を対象として、当該団体に関する情報を定期
23 23 的に報告することを義務づけることで継続的に観察することにより、

1 当該団体が将来において集団行進の際に公共の安全を害する行為に
2 及ぶおそれがあると判断された場合に当該団体に対して注意・指導を
3 したり、当該団体の集団行進の際の警備を強化することにより、当該
4 団体による公共の安全を害する行為を抑止することができるから、規
5 制②には、立法目的を促進する効果があるとして手段適合性が認めら
6 れる。

7 また、観察処分には団体が団体として活動することを禁止する効果
8 はないのだし、報告義務の対象は、機関紙のほか、団体が利用してい
9 るウェブサイト等、誰もが見ることができるものであり、SNSサービ
10 スの利用に当たって用いられている氏名、住所、パスワード等の情報
11 は対象外とされている。このように、規制手段は立法目的を達成する
12 ために必要な態様及び範囲に限定されている。したがって、より制限
13 的でない他の選び得る手段によって立法目的を十分に達成できると
14 はいえず、手段必要性、ひいては手段の実質的関連性が認められる。

15 よって、規制②も憲法 21 条 1 項に違反せず合憲である。 以上

(参考文献)

- ・「憲法」第7版(著:芦部信喜、補訂:高橋和之-岩波書店)
→(芦部〇頁)と表記
- ・「憲法学Ⅰ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅱ」初版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅲ」増補版(著:芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
→(野中ほかⅠ〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅱ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
→(野中ほかⅡ〇頁)と表記
- ・「立憲主義と日本国憲法」第3版(著:高橋和之-有斐閣)
→(高橋〇頁)と表記
- ・「体系 憲法訴訟」初版(著:高橋和之-岩波書店)
→(高橋体系〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅰ基本権」初版(著:渡辺康行・宍戸常寿ほか-日本評論社)
→(憲法Ⅰ〇頁)と表記
- ・「憲法講義(人権)」初版(著:赤坂正浩-信山社)
- ・「憲法」初版(著:青柳幸一-尚学社)
→(青柳〇頁)と表記
- ・「憲法訴訟」第2版(著:戸松秀典-有斐閣)
→(戸松〇頁)と表記
- ・「憲法」第3版(著:渋谷秀樹-有斐閣)
→(渋谷〇頁)と表記
- ・「憲法起案演習 司法試験編」初版(著:渋谷秀樹-弘文堂)
→(演習〇頁)と表記
- ・「日本国憲法論」初版(著:佐藤幸治-成文堂)
→(佐藤〇頁)と表記
- ・「憲法論点教室」第2版(著:曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)
- ・「憲法上の権利の作法」第3版(著:小山剛-尚学社)
- ・「判例から考える憲法」初版(著:小山剛・畑尻剛・土屋武-法学書院)
- ・「憲法判例の射程」初版(編著:横大道聡-弘文堂)
- ・「精読憲法判例[人権編]」初版(編集代表:木下昌彦-弘文堂)
- ・「憲法の地図」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法ガール」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「憲法判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例」第8版(著:戸松秀典・初宿正典-有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)